

次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について

● 総 論

I 障がい者計画

1. 現行計画について
2. 次期計画の策定（案）
3. 令和7年度障がい当事者・家族団体との意見交換会
4. アンケート調査について（案）
5. 次期計画策定までのスケジュール（案）

II 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 基本指針の見直し状況

現計画

くまもと障がい者プラン

第6期熊本県障がい者計画(R3-R8年度)

▶ 根拠：障害者基本法第11条第2項
本県における障害者のための施策に関する基本的な計画。

※障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項の熊本県障がい者文化芸術活動推進計画の取組と位置づけ

熊本県障がい福祉計画 ※平成30年(2018年)より一体的に作成

第7期熊本県障がい福祉計画(R6-R8年度)

▶ 根拠：障害者総合支援法第89条第1項

第3期熊本県障がい児福祉計画(R6-R8年度)

▶ 根拠：児童福祉法第33条の22第1項

障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成するもの。

本県の障がい児・者に関する計画を一体的に作成（計画期間：R9-R14の6か年）

ただし、計画の内訳は以下のとおり。

- 第7期熊本県障がい者計画等 (R9-R14年度)
- 第8期熊本県障がい福祉計画、第4期熊本県障がい児福祉計画 (R9-R11年度)
- 第9期熊本県障がい福祉計画、第5期熊本県障がい児福祉計画 (R12-R14年度)

一体的作成のメリット

- ▶ 障がい者全体の基本的な施策（障がい者計画）と、具体的なサービス提供体制（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）を一体的に捉えることで、計画間の整合性を図り、**本県施策の一貫性と実効性を高めるとともに、県民にとって分かりやすい計画とする。**
- ▶ 計画策定や進捗管理、評価などを一体的に行うことで、業務の重複を無くし、**事務作業の負担軽減と業務の効率化**を図る。

これまでの策定状況	熊本県障がい者計画			熊本県障がい福祉計画		
	期	策定年度	計画期間	期	策定年度	計画期間
これまでの策定状況	第1期		昭和57-平成3年度(1982-1991年度) ● 10年間 ※障害者福祉長期計画			
	第2期	平成5年度(1993年度)	平成5-14年度(1993-2002年度) ● 10年間 ※障害者社会促進プラン			
	第3期	平成14年度(2002年度)	平成15-22年度(2003-2010年度) ● 8年間		第1期	平成17年度(2005年度) ● 3年間
	第4期	平成22年度(2010年度)	平成23-26年度(2011-2014年度) ● 4年間		第2期	平成20年度(2008年度) ● 3年間
	第5期	平成26年度(2014年度)	平成27-令和2年度(2015-2017年度) ● 6年間		第3期	平成23年度(2011年度) ● 3年間
	第6期	令和2年度(2017年度)	令和3-8年度(2021-2026年度) ● 6年間		第4期	平成26年度(2014年度) ● 3年間
					第5期 第1期(児)	平成29年度(2017年度) ● 3年間
					第6期 第2期(児)	令和2年度(2020年度) ● 3年間
					第7期 第3期(児)	令和5年度(2023年度) ● 3年間
						令和6-8年度(2024-2026年度) ● 3年間

I 障がい者計画

1. 現行計画について

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画と県障がい者計画の比較

第5次障害者基本計画（内閣府）の概要

（1）計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

（2）基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

（3）基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

（4）各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

2. 安全・安心な生活環境の整備

移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

4. 防災、防犯等の推進

災害発生時における障害特性に配慮した支援

5. 行政等における配慮の充実

司法手続きや選挙における合理的配慮の提供等

6. 保健・医療の推進

精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・住宅サービス等の充実

8. 教育の振興

インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

総合的な就労支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

11. 国際社会での協力・連携の推進

文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

第6期熊本県障がい者計画の概要

（1）計画期間

令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間

（2）目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

（3）基本理念

- 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- 自らの選択・決定・参画の実現
- 安心していきいきと生活できる環境づくり

（4）重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 地域で安心して生活できるための支援
- 家族等に対する支援
- 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

（5）分野別施策

1. 地域生活支援

住居の場の確保、日常生活を支える障害福祉サービスの充実、相談体制支援の充実、サービス提供体制の充実

2. 保健・医療

地域療育体制の充実、障害児通所支援の整備や支援等、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進、自立支援医療費の給付等を通じた医療費の負担軽減

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ

支援の充実と教育の専門性の向上、教育環境の整備、インクルーシブ教育システムの推進、文化芸術活動やスポーツ等への参加を通じた自立と社会参加の促進

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

就労支援や職場定着支援の取組強化、農福連携等の推進、障害者就労施設等からの優先調達等の推進

5. 情報アクセシビリティ

情報のバリアフリーの推進、意思疎通支援の人材養成

6. 安全・安心

市町村の避難支援体制整備の支援、外出・移動支援の充実、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進

7. 生活環境

誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりの推進、ユニバーサルデザイン化的の推進と意識啓発

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法の周知、虐待防止や成年後見制度の利用促進等障がいのある人の権利を擁護する取組の推進、障がいのある人への合理的配慮の提供徹底と環境整備

2. 次期計画の策定（案）

▼ 3ページの第5次障害者基本計画に沿って作成
(障がい福祉計画・障がい児計画との関連で変更される場合もあります)

第7期熊本県障がい者計画の施策体系（案）

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

2 安全・安心な生活環境の整備

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

4 防災、防犯等の推進

5 行政等における配慮の充実

6 保健・医療の推進

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

8 教育の振興

9 雇用・就業、経済的自立の支援

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興を通じた社会参加の促進

実線 —— : 施策が分かれるもの
波線 - - - : それ以外

第6期熊本県障がい者計画の施策体系

1 地域生活支援

- 多様なニーズに対応した住居の場の確保や日常生活を支える障害福祉サービスの充実
- 相談体制支援の充実、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実、
- 障がい特性に応じたきめ細やかな地域生活支援の充実

2 保健・医療

- 地域療育体制の充実、障害児通所支援の整備や支援の質の向上
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児(者)医療費の給付を通じた医療費の負担軽減

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

- 障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実と教育の専門性の向上、教育環境の整備
- インクルーシブ教育システムの推進、読書環境整備等による生涯学習活動の支援
- 文化芸術活動やスポーツ等への参加を通じた自立と社会参加の促進

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- 関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の取組強化
- 企業や事業所の理解促進や意識啓発
- 農福連携など多様な就労支援の推進、工賃向上のための障害者就労施設からの優先調達や新たな販売スタイル活用の推進

5 情報アクセシビリティ

- 障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーの推進
- 意思疎通支援を行う人材の養成

6 安全・安心

- 障がい特性や地域の実情等を踏まえた市町村の避難支援体制整備の支援
- 外出・移動支援の充実
- 防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や地域の交流の場の充実

7 生活環境

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりの推進
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの推進と意識啓発

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- 障害者差別解消法の周知、虐待防止や成年後見制度の利用促進等障がいのある人の権利を擁護する取組の推進
- 行政機関における障がいのある人への合理的配慮の提供徹底と環境整備

(参考) 関係法令

● 熊本県障がい者基本計画関係

▶障害者基本法

第十一条第二項

都道府県は障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

▶障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第八条

地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

● 熊本県障がい福祉計画・熊本県障がい児福祉計画関係

▶総合支援法

第八十九条第一項

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第五項

都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第六項

都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

▶児童福祉法

第三十三条の二十二第一項

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第五項

都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第六項

都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3. 令和7年度障がい当事者・家族団体との意見交換会 概要

障がい種別や重度から軽度までさまざまな意見を聴取するため、令和7年7月28日から8月6日にかけて、以下の団体と意見交換を実施。

1	7月28日	一般財団法人熊本県ろう者福祉協会	18	8月1日②	自立生活センターヒューマンネットワーク熊本
2		人工内耳友の会ACITA熊本県支部	19		熊本県天声会
3	7月29日	熊本盲ろう者夢の会	20		NPO法人熊本すずらん会
4	7月31日①	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	21		日本筋ジストロフィー協会 熊本県支部
5		熊本県腎臓病患者連絡協議会	22		一般社団法人熊本県精神保健福祉社会連合会
6		全国脊髄損傷者連合会 熊本県支部	23		熊本県聴覚障害者（児）親の会
7		社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	24	8月4日	熊本県視覚障がい者福祉協会・団体
8		公益社団法人日本てんかん協会熊本県支部	25		熊本県自閉スペクトラム症協会
9		熊本県障害児・者親の会連合会	26		公益財団法人熊本県肢体不自由児協会
10	7月31日②	NPO法人ル・シエルくまもと	27		熊本県重症心身障害児（者）を守る会
11		熊本県肢体不自由児者父母の会連合会	28	8月6日	日本二分脊椎症協会 熊本支部
12	8月1日①	NPO法人熊本県難聴者中途失聴者協会	29		一般社団法人くまもとダウン症協会
13		熊本難病・疾病団体協議会	30		熊本県精神障害者団体連合会
14		公益社団法人日本オストミー協会 熊本県支部	31		熊本県発達障害当事者会 Little bit
15		障害者・児の生活を豊かにする会			
16		高機能自閉症・アスペルガー当事者会 シェアハート			
17		熊本県知的障がい者施設家族会連合会(きずなの会)			

3. 令和7年度障がい当事者・家族団体との意見交換会（意見抜粋）

抜粋の基準 ①各団体の意見を1つ以上（重複している意見は、一文にまとめています） ②1～8（分野別施策）に該当する明確な意見
③次期計画の作成に影響しうる主なもの ④1～9（分野別施策及びその他）の掲載バランスを調整

1. 地域生活支援

- 言語聴覚士の登用を進め、聴覚障がい児・者が身近で支援を受けられる体制整備を求める。
- 年約160回の透析通院の送迎手段を改善いただきたい。
- 医療的ケア児や重度障がい児には家族の負担軽減を含む早期支援が必要。
- 障がい者の安心安定な生活のための支援者研修の充実及び高次脳機能障害者支援者養成研修の早期実施を要望。
- 親不在時も利用可能な在宅サービスの充実。
- 家族（支援者も含む）に対する支援を計画の中に組み入れられることを要望。
- 企画段階からの当事者団体の参画推進を希望。

2. 保健・医療

- 大学歯学部がない熊本県での障がい者診療の中心である口腔センターへの支援の継続をお願いしたい。
- 重症心身障害児・者の大型車椅子利用に対応した医療機関の情報提供や一覧冊子の作成・配布など具体的に取組んでいただきたい。
- 思春期の病者への医療相談の充実と、精神科が初期患者を手厚くケアできる診療報酬体系への改善を国に働き掛けていただきたい。

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ

- 公共プールで車椅子や杖歩行者は更衣室カーテンが短く見えやすく不便。待合椅子も低く使いづらく、異性介助用更衣室を設置いただきたい。
- 見えない・見えにくい聴覚障がいへのバリアフリーも忘れず進めていただきたい。
- 中学校のバリアフリー化は設置まで数年かかるため、小学校との情報交換で迅速化を求める。

4. 雇用・職業、経済的自立の支援

- てんかんのある人が病名だけで判断されず雇用され、長く働くよう企業への理解促進を求める。
- 令和6年度報酬改定により運営が厳しいA型事業所やグループホームの実態把握と県独自の支援策による運営支援を求める。
- 生活介護やB型事業所利用者が使えるお金を増やすため、工賃が少ない事業所へのフォローをお願いしたい。

5. 情報アクセシビリティ

- 避難所に手話と字幕付き番組を視聴する受信機の整備いただけないか。
- 知的障がい分野の情報保障は遅れており、AIを活用した分かりやすい文書作成を進めていただきたい。
- 高齢化する指導者に代わる次期指導者養成のため、自由に発声訓練会場を予約できる施設整備をお願いしたい。

6. 安全・安心

- 災害時のオストメイト支援として、専用トイレや装具保管、オストメイトまもるモンアプリへの支援を求める。
- くまもとメディカルネットワークへの参加を促進いただきたい。
- 避難行動要支援者名簿の活用等について発達障がい者にも分かりやすい情報の提供を希望する。また、障がい特性に合った個別避難計画の作成を求める。

7. 生活環境

- 宿泊施設にもユニバーサルデザイン導入を促進し、誰もが安心して滞在できる環境整備を要望。
- 地域共生のため優生思想根絶への啓発をお願いしたい。
- スロープ設置などがあれば入居可能な住居が多いため、助成や周知を強化し、また、障がいのある人向け住居相談の充実もお願いしたい。

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

- 盲ろう者をはじめ、障がい者のかかわり方を学んでほしい。
- 親亡き後の安心のため、県のより手厚い支援を求める。
- 職員研修への当事者団体の講師派遣など当事者視点の理解促進を希望。また、盲ろう者を含む障がい者への関わり方を学ぶことを希望する。

9. その他(県の障がい者施策全般)

- ハートフルバス制度では3.5m幅未満の障がい者優先駐車場整備と、不要な利用を防ぐ広報に力を入れてほしい。
- 要約筆記の個人派遣は申請手続きが煩雑で利用が伸びず、フォーム化など簡便化をお願いしたい。
- 県が主催する支援者向けの研修会・研修会等への事業所等職員の出席義務化等の基準を設けていただきたい。
- 行政情報がPDF提供に偏っているため、ホームページ本文やテキスト形式での提供も検討願いたい。

4. アンケート調査について（案）

令和8年度障がい者のための施策に関するアンケート調査（案）

調査の趣旨	「第7期熊本県障がい者計画」策定の基礎資料とするため、障がい当事者及びその家族、障害福祉サービス事業者、民間企業等の意識調査を行う。
実施期間（予定）	令和8年(2026年)5月20日～6月19日
対象者	障がいのある方、障がいのある方の家族、障がい者団体、障害福祉サービス事業従業者・事業所、障がい者を雇用する民間企業 等
種類	・通常版 ・ルビ付き ・点字版、デイジー版
周知方法	①郵送依頼（障がい当事者・家族団体のうち約700件） ②メール依頼（障害福祉サービス事業所、民間企業、市町村） ③ホームページへ掲載
回答方法	①電子申請システム（LoGoフォーム） ②メール（専用アドレス） ③ファクシミリ ④郵送

（参考）令和2年度アンケート調査

- 実施期間：令和2年(2020年)7月1日～7月31日
- 有効回答数：802件（法人338、個人586）
※法人、個人の重複回答により計は一致しない

法人	障がい当事者・家族団体	164
	障害福祉サービス等事業者	155
	障がいのある人を雇用する民間事業者・団体	11
	その他	8
個人	障がいのある人	324
	障がいのある人の家族	109
	障害福祉サービス等事業従事者	123
	障がいのある人を雇用する民間従事者・団体の方	4
	医療関係者（医師、看護師等）	8
	教育関係者（教員等）	7
	その他	11

（その他障がい施策に関するアンケート等）

- 熊本県在宅重症心身障がい児(者) 及び医療的ケア児(者) に関する調査⇒12ページ
- 2025県民アンケート調査⇒13ページ
- 令和6年度の障害者虐待防止法に基づく県内の障害者虐待の状況⇒14ページ
- 令和6年度の精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況⇒15ページ

4. アンケート調査について（案）

令和8年度（第7期計画）の内容

※1~11には自由記載欄を設定

▶施
策に
基づくもの

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・障がいのある人の権利(障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、虐待の防止など)に関する県民の理解や関心が、5年前と比較して高まってきたと感じますか。

2 安全・安心な生活環境の整備

- ・障がいのある人が安全に安心して生活できる生活環境の整備（居住支援の強化や施設・公共交通機関のハード面・ソフト面のバリアフリー化など）が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・障がいのある人が障がいの種類・程度に関わらず、必要な行政情報や生活情報にアクセスしやすく、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができる体制が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。

4 防災、防犯等の推進

- ・障がいのある人への災害時における支援、平常時からの防災対策、犯罪被害防止及び地域の見守りが、5年前と比較して充実してきたと感じますか。

5 行政等における配慮の充実

- ・行政職員の障がい理解（合理的配慮の提供）や対応力（相談対応の質や分かりやすい情報の提供など）が5年前と比較して向上してきたと感じますか。

6 保健・医療の推進

- ・身近な地域で療育を受けられる環境や、精神障がいのある人、難病患者等に対する医療や保健サービスの提供体制が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・障がいのある人の意思を尊重し、本人の希望に基づいた支援体制（相談支援、地域生活支援、日常生活支援など）が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。

8 教育の振興

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、互いに理解し合える教育活動（インクルーシブ教育）が5年前と比較して充実してきたと感じますか。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障がいのある人への就労支援（職業訓練、就労移行支援、定着支援など）が5年前と比較して充実してきたと感じますか。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動を通じて自己表現する活動や社会参加の機会（障がい者芸術展、障がい者スポーツ大会、地域のふれあいイベントなど）が、5年前と比較して増加してきたと感じますか。

- 11 •回答者（障がいのある人、家族、障がい福祉サービス等従事者、民間事業者、医療関係者、教育関係者等）

- 12 •障がいの種類

- 13 •障害者手帳の等級

- 14 •性別

- 15 •居住市町村

- 16 •年齢

令和2年度（第6期計画）の内容

※1~11には自由記載欄を設定

▶施
策に
基づくもの

1 地域生活支援

- ・障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の住まいの確保や、在宅サービスによる支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

2 保健・医療

- ・身近な地域で療育を受けられる環境づくりや、医療的ケアが必要な方への支援、精神障がいのある人への保健・医療に関する支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

- ・一人一人のニーズに応じた教育支援や、文化芸術・スポーツを通じた交流活動の支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障がいのある人が働きやすい環境づくりや、働く場を増やしたりする支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

5 情報アクセシビリティ

- ・障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮したわかりやすい情報提供の推進などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

6 安全・安心

- ・障がいのある人が災害時に安全に避難するための支援や、日常生活での外出・移動のための支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

7 生活環境

- ・障がいのある人をはじめ、誰もが安心で快適に暮らせるまちづくりのための支援などは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障がいのある人への差別をなくす取組や、県民の障がいに対する理解の深まりなどは、5年前と比較して良くなったと思いますか。

▶そ
の他

- 9 •新型コロナウイルス感染症の影響による現在の状況や困っていること。また、今後の行政の支援について求めること等を記入してください。

- 10 •その他、障がいのある人が日常生活や社会生活を行っていく中で、困っていることや、施策として求めること等があれば記入してください。

- 11 •回答者（障がいのある人、家族、障がい福祉サービス等従事者、民間事業者、医療関係者、教育関係者等）

- 12 •障がいの種類

- 13 •障害者手帳の等級

- 14 •性別

- 15 •居住市町村

- 16 •年齢

4. アンケート調査について（案）

<アンケート例>

(問1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいのある人の権利(障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、虐待の防止など)に関する県民の理解や関心が、5年前と比較して高まってきたと感じますか。

(県の令和7年度の主な取組) ※下線は、5年前には行っていなかった取組、または拡充した取組

- 合理的配慮の提供や虐待防止などの出前講座や障がい理解のイベントの実施
- 障がい者虐待防止のためのオープンセミナー等研修会や啓発イベントの実施
- 成年後見制度の研修会の開催
- 旧優生保護法補償金等の補償金等受付・相談窓口の設置 等

① 1～5のいずれか1つに「○」を記入

- () 1. そう思う
() 2. どちらかといえば、そう思う
() 3. どちらかといえば、そう思わない
() 4. そう思わない
() 5. わからない

② 解決したい問題や、今後取り組んでほしい内容があれば記入してください。

4. アンケート内容に関する主な取組

<アンケートの取り組み例> ※下線は、5年前には行っていなかった取組、または拡充した取組

内容	令和7年度の主な取組	内容	令和7年度の主な取組
(問1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ・障がいのある人の権利（障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、虐待の防止など）に関する県民の理解や関心が、5年前と比較して高まってきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の提供や虐待防止などの出前講座や障がい理解のイベントの実施 <u>障がい者虐待防止のためのオープンセミナー等研修会や啓発イベントの実施</u> 成年後見制度の研修会の開催 <u>旧優生保護法補償金等の補償金等受付・相談窓口の設置</u> 	(問6) 保健・医療の推進 ・身近な地域で療育を受けられる環境や、精神障がいのある人、難病患者等に対する医療や保健サービスの提供体制が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児への療育支援 精神科病院の夜間又は休日の診療体制の整備、精神科救急情報センターの運営等 自殺危機対応チームの設置、ゲートキーパーの人材養成、SNS・電話相談、専門相談員の配置等の自殺防止対策
(問2) 安全・安心な生活環境の整備 ・障がいのある人が安全に安心して生活できる生活環境の整備（居住支援の強化や施設・公共交通機関のハード面・ソフト面のバリアフリー化など）が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 建物のユニバーサルデザイン研修会等の開催や県営住宅のユニバーサルデザイン化の推進 重度の身体、知的障がい児者がいる世帯の住宅改造の一部助成の実施 通学路における交通安全対策 県都市公園のバリアフリー化の推進 <u>ハートフルバス制度の普及・啓発</u> 	(問7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ・障がいのある人の意思を尊重し、本人の希望に基づいた支援体制（相談支援、地域生活支援、日常生活支援など）が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会における障がいのある人の支援体制の強化に向けた協議 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備のための市町村への支援 障害福祉サービスの質の確保・向上のための運営指導の実施 強度行動障がいなど障がい特性に応じた専門的な支援を行う人材の養成 意思決定の支援に配慮し、必要な支援が行われるための研修会の実施 障がい当事者家族を支えるファミリープランの検討
(問3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ・障がいのある人が障がいの種類・程度に関わらず、必要な行政情報や生活情報にアクセスしやすく、円滑に意思表示やコミュニケーションを行なうことができる体制が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 耳で聞くハザードマップアプリの導入 ヘルプマーク・ヘルプカード・<u>コミュニケーションボード</u>の作製及び周知 障がい者ICTサポートセンターの設置 手話言語等条例の普及啓発、手話通訳者、要約筆記等の意思疎通支援者の養成 <u>「手話の日」関連イベントの開催</u> 	(問8) 教育の振興 ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、互いに理解し合える教育活動（インクルーシブ教育）が5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築のための委員会の設置 医療的ケアが必要な児童生徒のための特別支援学校への看護師配置 各地域への巡回相談員の配置 放課後児童支援員の認定資格研修等
(問4) 防災、防犯等の推進 ・障がいのある人への災害時における支援、平常時からの防災対策、犯罪被害防止及び地域の見守りの取組が、5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活に移行する常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児への非常用電源装置の貸与 災害発生時における、相談支援専門員による在宅障がい者等の訪問や福祉・介護専門職、精神科医等の専門職の被災地域への派遣等 地域の協力企業等と連携した見守りネットワーク活動（熊本見守り応援隊等） 	(問9) 雇用・就業、経済的自立の支援 ・障がいのある人への就労支援（職業訓練、就労移行支援、定着支援など）が5年前と比較して充実してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者就業・生活支援センター」による就業相談の受付・助言等 就労継続支援事業所への経営改善支援 就労選択支援の開始 工賃向上に向けた研修会、販売会・商談会の開催、「お試し発注サポート事業」の実施 農福マルシェの開催、農福連携コーディネーターの配置
(問5) 行政等における配慮の充実 ・行政職員の障がい理解（合理的配慮の提供）や対応力（相談対応の質や分かりやすい情報の提供など）が5年前と比較して向上してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> 参議院議員通常選挙での点字や音声による選挙情報の提供等 県広報誌の点字版、デジタル版の作成や知事会見の手話通訳等の実施 療育手帳の出張判定の実施 <u>審議会等への障がいのある方の積極的登用</u> 	(問10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ・障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動を通じて自己表現する活動や社会参加の機会（障がい者芸術展、障がい者スポーツ大会、地域のふれあいイベントなど）が、5年前と比較して増加してきたと感じますか。	<ul style="list-style-type: none"> くまもとハートウイークリイベントの開催（芸術展、下通イベント、パラアスリート講演会等） くまもと障がい者スポーツ大会の開催、全国大会への県選手団の派遣 デフアスリートイベントの開催 ABPK熊本とくまモンとの連携開始

4. アンケート調査について

◎令和6年度(2024年度)医療的ケア児に関する実態調査

(1) 調査の趣旨

○ 令和3年(2021年)9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」により、国及び地方公共団体の責務や保育所の設置者等及び学校の設置者の責務が規定され、医療的ケア児及びその家族を支援するための相談体制の整備や、保育所や学校における看護師の配置等の必要な措置を講じることとされている。このため、県内における状況を把握するための調査を実施。

(2) 調査の時点

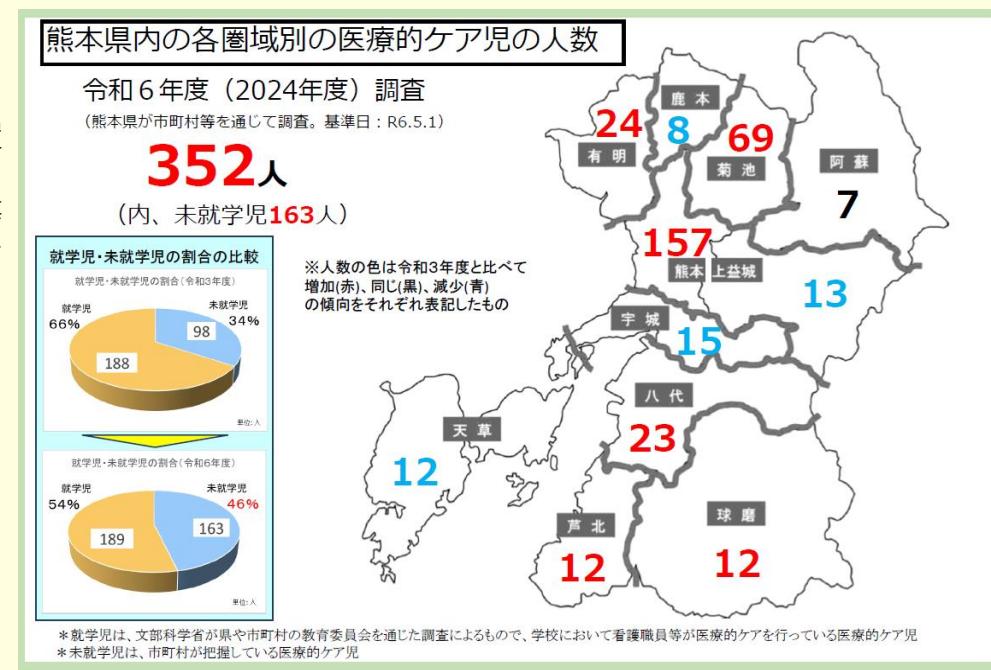
○令和6年(2024年)5月1日現在

(3) 調査の実施期間

○令和6年(2024年)7月10日～8月9日

(4) 調査方法

○市町村への記述式



◎令和7年度(2025年度)熊本県在宅重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)に関する調査

(1) 調査の趣旨

○重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)の福祉の向上を図り、くまもと障がい者プラン・熊本県障がい福祉計画の改訂に向けて今後の適切な支援を検討していくため、県内(熊本市を除く)の在宅の重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)の障害福祉サービス等の利用状況等についての調査を実施。

(2) 調査の時点

○令和7年(2025年)4月1日現在

(3) 調査の実施期間

○令和7年(2025年)10月～11月

(4) 調査方法

○調査対象者への郵送による記述式

(5) その他

○回答された調査票をもとに在宅の重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)や家族が抱える課題の方向性を把握して効果的な施策につながるよう、熊本県医療的ケア児支援センター(熊本大学病院)にて分析を実施中。

4. アンケート調査について

2025県民アンケート調査結果

熊本県は、本県の政策立案等の基礎資料を得るため、県民アンケート調査（県民生活や県の取組みに関する意識調査）を実施しました。（令和7年11月14日公表）

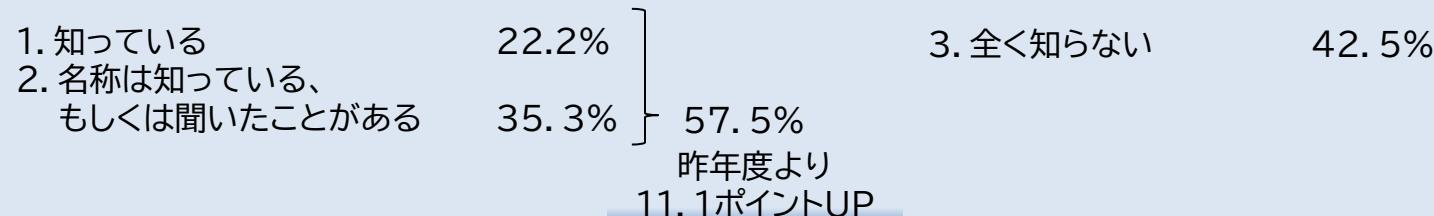
（1）調査時期：令和7年（2025年）6月19日（木）～7月17日（木）（29日間）

（2）調査対象者：県内在住の満18歳以上の男女3,500人（無作為抽出、郵送法）

（3）回収結果：有効回答者数1,511名（回収率43.2%）

障がい関係の結果は以下の通りです。

問 あなたは、「障害のある人も共に生きる熊本づくり条例」を知っていますか。



問 あなたは、ご自身のお気持ちの中に、障がいのある人に対する偏見や差別意識があると感じますか。



問 あなたが、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例として知っているものは何ですか。（あてはまるもの全て）



※2026県民アンケートでは、「触手話」、「指点字」を手話と点字を混同している可能性も否定できず、次回のアンケートの設問内容の見直し予定。

県内の障害者虐待の状況

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の障害者虐待防止法に基づく県内の状況

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計※
相談・通報件数	161件 (128件)	61件 (44件)	222件 (172件)
虐待判断件数	23件 (10件)	12件 (12件)	35件 (22件)
被虐待者数	25人 (10人)	34人 (15人)	59人 (25人)

・()内は令和5年度の状況

※使用者による虐待件数は、労働局が非公表のため、掲載していません。

4. アンケート調査について

精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況

令和8年（2026年）1月9日
障がい者支援課

令和6年度の精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況について

精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況について、令和6年度の状況を公表します。

令和4年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）第5章第6節では、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和6年4月1日に施行されました。

この新設された法第40条の7の規定に基づき、令和6年度の熊本県内の精神科病院（熊本市分を除く）における業務従事者による障がい者虐待の状況について公表します。

●精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況について

県内の精神科病院（熊本市分を除く）における業務従事者による障がい者虐待に関する通報及び届出の件数は31件でした。

通報及び届出のあった31件のうち、虐待と認定した件数は2件でした。

県では、虐待と認定した2件について改善計画書の提出を求め、当該精神科病院では改善計画に基づき虐待防止に取り組んでいます。

※件数等の詳細は別紙を御参照ください。

●精神科病院における障害者虐待通報窓口について

障がい者支援課精神保健福祉班を虐待通報窓口（096-333-2234）とし、電話（平日の8:30～17:15）の他、FAX、メール等でも受け付けています。また、虐待の認定に当たっては、県障がい者支援課長及び精神保健指定医等で構成される会議（虐待対応ケース会議）を行い、虐待の有無を判断しています。

別紙

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」（法第40条の7）

(1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数	12	件
(2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数	19	件
(3) 虐待の事実を認定した件数	2	件
① 男性	0	人
② 女性	4	人
③ 不明、その他	0	人
小計	4	人
① 身体的虐待	1	件
② 心理的虐待	0	件
③ 性的虐待	1	件
④ 放棄、放置（ネグレクト）	0	件
⑤ 経済的虐待	0	件

2. 「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」（法第40条の7）

(1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告微収を行った件数	2	件
(2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	0	件
(3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	0	件
(4) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	2	件
(5) 指定医により、入院患者的診察を行った件数	0	件
(6) 改善計画の提出を求めた件数	2	件
(7) 提出された改善計画の変更を命じた件数	0	件
(8)		
① 必要な措置を探ることを命じた件数	0	件
② ①に関する具体的な内容		
(9) (8)の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数	0	件
(10) 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	0	件

3. 「虐待を行った業務従事者の職種」（同法施行規則第22条の2の2）

1 (4) の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数

(1) 医師	0	人
(2) 看護師	2	人
(3) 准看護師	0	人
(4) 看護助手	0	人
(5) 保健師	0	人
(6) 作業療法士	0	人
(7) 精神保健福祉士	0	人
(8) 社会福祉士	0	人
(9) 公認心理師	0	人
(10) 医療事務	0	人
(11) その他業務従事者	0	人
(12) 不明	0	人
小計	2	人

5. 次期計画策定までのスケジュール（案）

※第7期熊本県障がい者計画・第8期熊本県障がい福祉計画・第4期熊本県障がい児福祉計画を一体的に作成

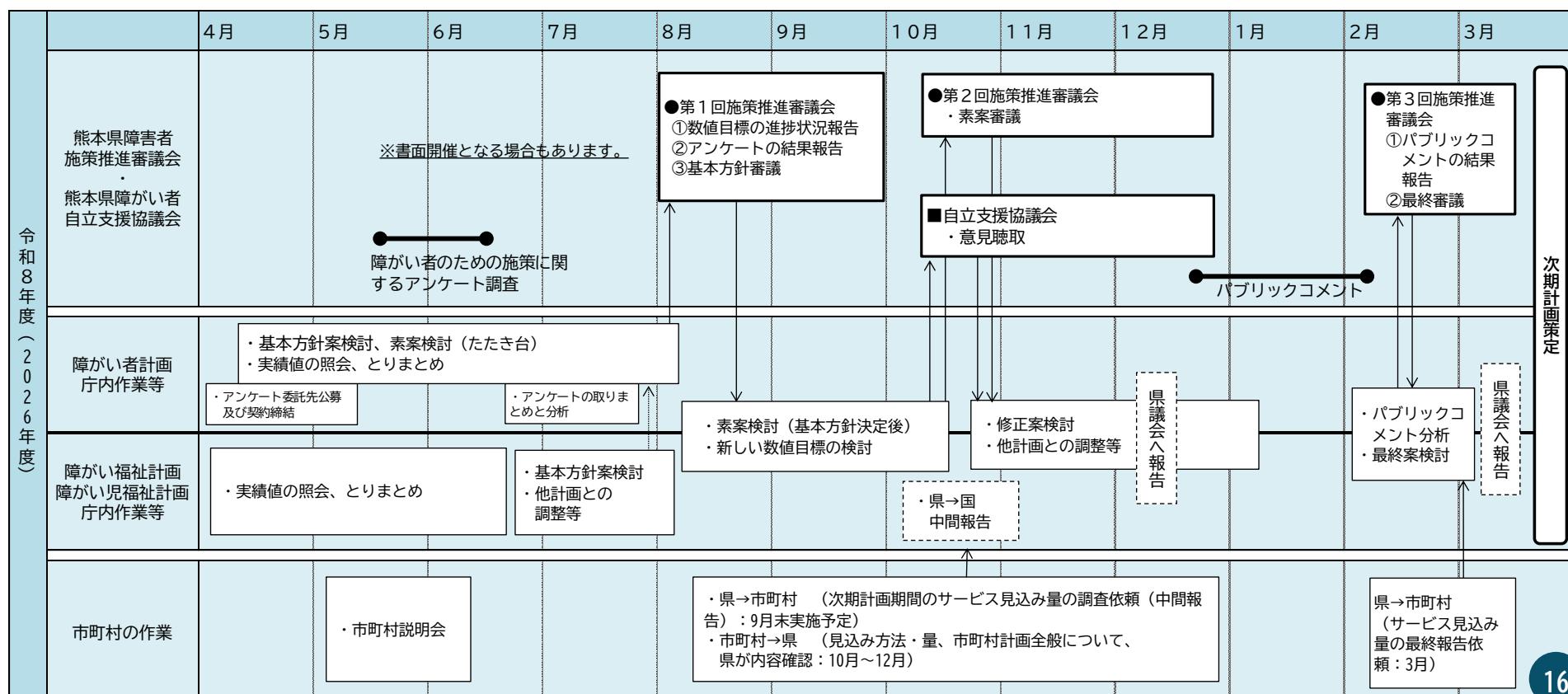
▼ スケジュールは目安であり、状況により前後します。

令和7年度 (2025年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
熊本県障害者 施策推進審議会 ・ 熊本県障がい者 自立支援協議会												

意見交換会

■ (10/7) 自立支援協議会
・意見聴取

● (2/3) 施策推進審議会
①施策体系審議
②R8障がい者のための施
策に関するアンケート
概要報告
③意見交換会の概要報告



Ⅱ 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 基本指針の見直し状況

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国的基本的な指針と県障がい福祉計画の比較

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）（こども家庭庁・厚生労働省）

- (1) 市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- (2) 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本方針は、社会保障審議会障害者部会において検討中。
- (3) 計画期間は令和9年(2027年)4月から令和12年(2030年)3月の3年間。

(4) 指針の構成

第1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

1. 基本理念
2. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
4. 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
5. 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方【新設】

第2. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標（成果目標）

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 福祉施設から一般就労への移行等
4. 障害児支援の提供体制の整備等
5. 地域生活支援の充実
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上【新設】
8. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第3. 計画の作成に関する事項

第4. その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

1. 障害者等に対する虐待の防止
2. 意思決定支援の促進
3. 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
4. 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
5. 障害を理由とする差別の解消の推進
6. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

熊本県障がい福祉計画の概要

第7期熊本県障がい福祉計画

第3期熊本県障がい児福祉計画

- (1) 計画期間は令和6年(2024年)4月から令和9年(2027年)3月の3年間。
- (2) 熊本県障がい福祉計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 計画の基本方針

1. 基本理念
2. 計画の基本的な考え方
 - (1) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
 - (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
 - (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
3. 区域の設定

第3章 障がい者等を取り巻く状況

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標及び活動指標

- (1) 相談支援体制の充実・強化等
- (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (4) 地域生活支援の充実
- (5) 福祉施設から一般就労への移行等
- (6) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

第7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- (1) 障がい者等に対する虐待の防止
- (2) 意思決定支援の促進
- (3) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- (4) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- (5) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- (7) 障がい者の就労支援に向けた取組

第9章 熊本県障がい福祉計画（第5期～6期）障がい児福祉計画（第1期～第6期）

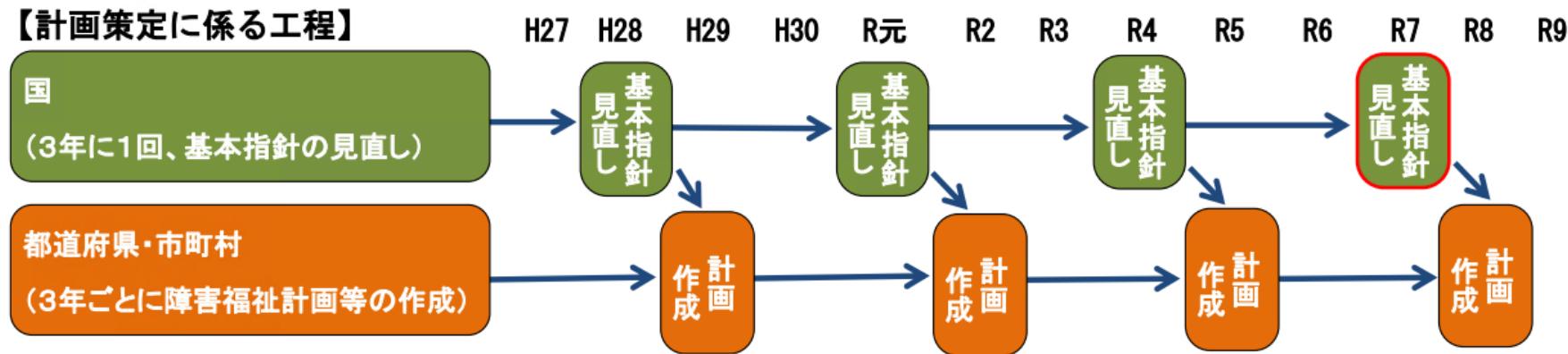
障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

第148回障害者部会（R7.7.24）
資料1より抜粋

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し状況

今後の障害者部会の検討スケジュール(イメージ)

第149回障害者部会 (R7.9.25)
資料1より抜粋

- ・ 基本指針・成果目標等の見直しと、地域差・指定の在り方について、並行して検討を進める。
- ・ 10月までの議論を踏まえて秋頃に方向性を提示、年末以降、基本指針・成果目標等の見直し案を取りまとめる。

～8月	3/14 次期計画策定に向けた基本指針の見直し等の進め方、地域差等の論点提示 6/26 第6期計画の成果目標の実績、第7期計画の成果目標の集計を報告 7/24 地域差・指定の在り方(データ・論点を提示)
	9月 9/25 基本指針の見直しのポイント、成果目標等の見直し候補を提示して議論
	10月 10/1 地域差・指定の在り方について、7月の議論を踏まえ、データ・論点を提示等
11月	基本指針・成果目標等の見直し (秋頃 方向性の議論) 地域差・指定の在り方 (秋頃 方向性の議論) その他 (関係審議会の議論を踏まえて必要に応じ検討)
12月	基本指針・成果目標等の見直し案のとりまとめ
1月 2月 3月	

2. 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し状況

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

2. 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し状況

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度未実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

2. 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し状況

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握、評価
- 心のサポート一賛成研修実施回数 【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

【新規】

- (都道府県)
- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 【新規】
 - 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 【新規】
 - 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 【新規】
 - 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 【新規】
 - 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 【新規】

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの入材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共に共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

2. 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し状況

地域差の是正・指定の在り方に係る対応案の大枠

(1) 地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、以下の内容を要請する。

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること
(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)
- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること
(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能。)

※1 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村（市町村は特別区を含む。以下同じ。）

※2 対象サービス：総量規制の対象サービス

（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。）

(2) 指定の在り方（総量規制・意見申出制度）

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

① 意見申出制度の更なる活用促進【指針等】

- ・ 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

② 共同生活援助の扱い【省令・通知等】

- ・ 共同生活援助（グループホーム）を総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合は総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※ サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

(3) サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

- ① 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン
 - ・ 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法等を提示。
- ② 共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等
 - ・ グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
 - ・ グループホームの管理者の資格要件等を検討。
- ③ 運営指導・監査の強化
 - ・ 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る
- ④ 障害児支援における質の確保
 - ・ 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(R9年度以降)

2. 令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し状況

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

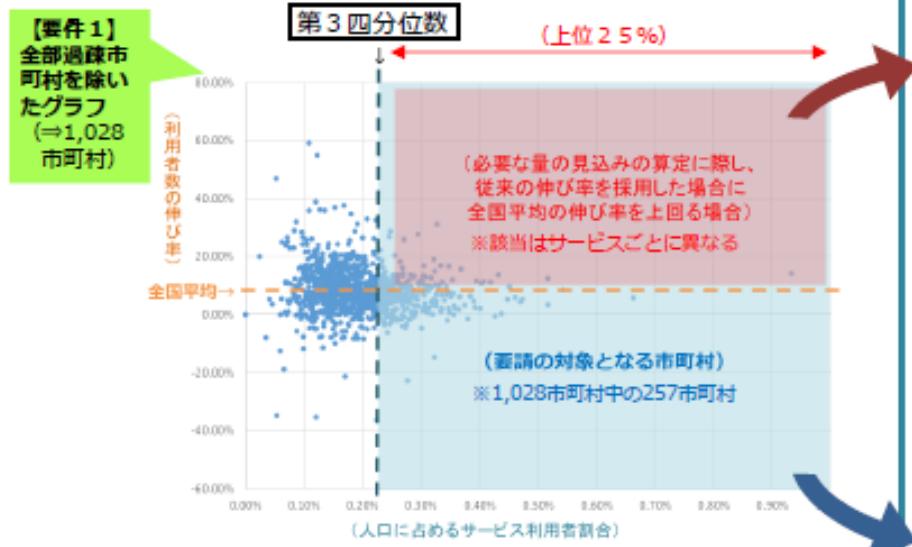
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

要件1 : 中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2 : 人口に占めるサービス利用者割合 (年齢調整しないもの) が、

要件1を満たす市町村の上位25%の市町村



(※2) 対象サービス

総量規制の対象サービス (入所施設を除く)

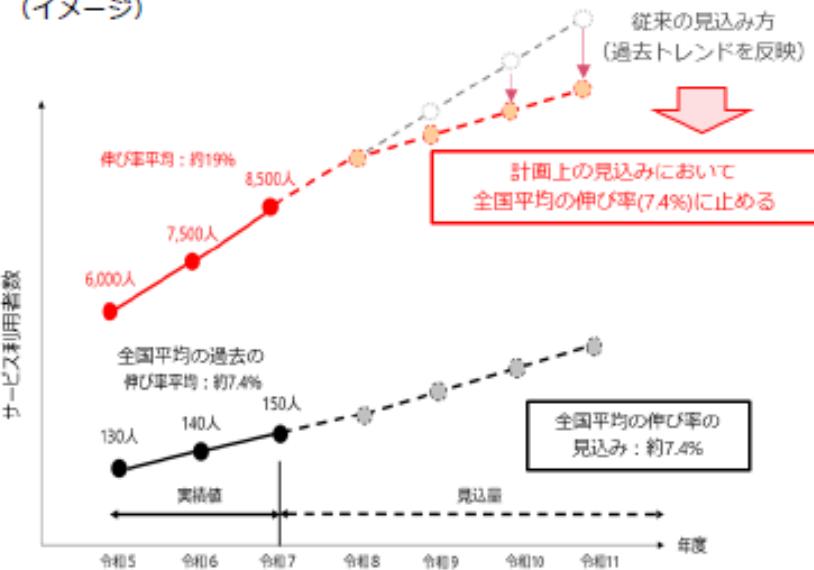
(現行の該当: 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)

国から要請する事項

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能) 5

